

令和元年度第 1 回茅ヶ崎市営住宅運営審議会会議録

議題	<p>議題</p> <p>(1)茅ヶ崎市営住宅入居者募集に係る審査について 入居補欠者数（最大枠数）について（諮問 1 号）</p> <p>(2)抽選会の立会人について</p> <p>(3)茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の改定について 茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の改定（諮問 2 号）</p> <p>(4)茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の評価について 茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の評価（諮問 3 号）</p> <p>報告</p> <p>(1)茅ヶ崎市営住宅条例及び施行規則の改正について（報告 1 号）</p> <p>(2)（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設について（報告 2 号）</p> <p>(3)平成 3 0 年度市営住宅の修繕業務委託（提案型民間活用制度）の実績について（報告 3 号）</p> <p>その他</p>
日時	令和元年 8 月 2 日（金曜日） 1 4 時から 1 5 時 3 5 分
場所	市役所分庁舎 5 階 コミュニティホール A 会議室
出席者氏名	<p>（出席委員）</p> <p>吉田会長 水島副会長 川合委員 近藤委員 稲岡委員</p> <p>（欠席委員）</p> <p>小澤委員</p> <p>（事務局）</p> <p>橋口建設部長 小柴建築課長 高山課長補佐 杉山主任 高木主任 栗本主事</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和元年度第 1 回茅ヶ崎市営住宅運営審議会次第」 ・【諮問 1 号】入居補欠者数（最大枠数）について 資料 1 ・【諮問 2 号】茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の改定について 資料 2

	<ul style="list-style-type: none"> ・【諮問3号】茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の評価について 資料3 ・【報告1号】茅ヶ崎市営住宅条例及び施行規則の改正について 資料4 ・【報告2号】（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設について 資料5-1 ・【報告2号】（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設について（管理運営規定） 資料5-2 ・【報告3号】平成30年度市営住宅の修繕業務委託（提案型民間活用制度）の実績について 資料6 ・「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」 ・「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」 ・「茅ヶ崎市営住宅運営審議会 関係法令」 ・「諮問書」 ・「諮問2号 当日配布資料」
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数（公開した場合のみ）	なし

（会議の概要）

令和元年度第1回茅ヶ崎市営住宅運営審議会

○事務局

審議会前ではございますが、本日、傍聴希望の方はいらっしゃいませんので、御報告させていただきます。

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。なお、私は本日進行を務めさせていただきます建築課長の小柴でございます。どうぞよろしくお願い致します。以降着座にて失礼させていただきます。

審議に先立ちまして、事務局におきまして人事異動がございましたので自己紹介をさせていただきます。

○事務局の紹介と挨拶

○事務局

続きまして、建設部長から御挨拶をさせていただきます。

○建設部長

あらためまして、皆様、こんにちは、建設部長の橋口と申します。本日はお暑い中、令和元年度第1回茅ヶ崎市営住宅運営審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、本市の住宅行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本市は現在、490戸の市営住宅を管理しているところでございますが、令和2年2月から、コンフォール茅ヶ崎浜見平第3期の一部を市営住宅として借り上げ、新たに44戸の供給を開始する予定がございます。これにより、茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画で定める目標供給戸数の534戸を達成するものとなります。

また、令和2年度秋以降の供用開始を予定しております（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設につきましては、市営住宅と児童クラブ、地域包括支援センター、地区ボランティアセンターとの複合施設でございまして、来年度9月末の完成に向けて工事を進めているところでございます。今のところ順調に進捗しております。

今年度からは、茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画と茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画の2つの計画を1本化する形で改定する作業に着手してまいります。改定にあたっては、市営住宅の老朽化、入居者の高齢化、住宅困窮理由の多様化、住宅に対する社会需要の変化などを踏まえた上で、建て替えや改善等を行いながら管理を継続していくもの、そうでないものを明確にしていきながら、今後の市営住宅のあり方について検討してまいります。

本日の審議会につきましては、市営住宅入居者募集の際の補欠者の最大枠数や、長寿命化計画改定などの御審議をお願いしたいと思っております。

委員の皆様方には、大変お忙しいことと存じますが、本市における住宅セーフティネットの一端を担う、公営住宅の適切な管理運営につきまして、積極的な御議論をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○事務局

それでは、これより議事を進行させていただきます。本日の審議会は、委員6名中5名の出席をいただいておりますので、茅ヶ崎市営住宅運営審議会規則第5条第2項の規定を満たしております。したがって、本会議が成立していることを御報告いたします。また、本会議は公開とさせていただきます。会議録につきましても公開とさせていただきますので、御了承ください。

審議を始めるにあたり資料の確認をさせていただきます。不足がございましたらお申し

出ください。初めに郵送で事前に送付した資料でございます。

- ・「令和元年度第1回茅ヶ崎市営住宅運営審議会次第」
 - ・【諮問1号】入居補欠者数（最大枠数）について 資料1
 - ・【諮問2号】茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の改定について 資料2
 - ・【諮問3号】茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の評価について 資料3
 - ・【報告1号】茅ヶ崎市営住宅条例及び施行規則の改正について 資料4
 - ・【報告2号】（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設について 資料5-1
 - ・【報告2号】（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設について（管理運営規定）
資料5-2
 - ・【報告3号】平成30年度市営住宅の修繕業務委託（提案型民間活用制度）の実績について 資料6
 - ・「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」
 - ・「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」
- 続いて、当日配布資料とさせていただきます、
- ・「茅ヶ崎市営住宅運営審議会 関係法令」
 - ・「諮問書」
 - ・「諮問2号 当日配布資料」

となっておりますが、過不足等はございますか。「茅ヶ崎市営住宅運営審議会関係法令」については後で回収いたしますので、会議終了後は机の上に置いてお帰り下さいますようお願い致します。会議は概ね2時間を予定しておりますのでよろしくお願い致します。

それでは議事に移らせていただきたいと思います。茅ヶ崎市営住宅運営審議会規則第5条第1項の規定により、議事進行は吉田会長をお願い致します。

○吉田会長

みなさんこんにちは。会長の吉田でございます。ただいまから、令和元年度第1回茅ヶ崎市営住宅運営審議会を開催いたします。

審議の前に、本日の会議録の署名ですが、規定により、会長と会長が指名した委員1名が署名することになっています。従来、名簿順に指名させていただいておりますので、今回もそのようにさせていただきます。本日は稲岡委員さん、本日の会議の議事録署名をよろしくお願い致します。それでは、議題に入ります。本日は諮問が3件、報告が3件となっております。委員の皆様、御審議よろしくお願い致します。

それでは諮問1号「入居補欠者数（最大枠数）について」事務局より説明をお願い致します。

○事務局

それでは、諮問1号について説明をさせていただきます。資料はこちらのカラー刷りの住宅別入居補欠者数（最大枠数）一覧表（案）を御覧ください。

提案の趣旨は市営住宅条例第12条第1項において「入居補欠者を定めることができる」とされ、数については条例施行規則第8条第1項において「本審議会に諮って定める」とされているため、皆様に入居補欠者数（最大枠数）の審議をしていただくものです。

提案理由については、管理戸数のばらつきと過去の空き家率を考慮し、募集住宅毎に補欠者として登録するためです。

続きまして、審査対象について説明いたします。資料1を御覧ください。今回、皆様に審査していただく補欠者数は、一番右側の黄色く色をつけた部分でございます。その左側の欄には各住宅の管理戸数と平成30年度市営住宅入居者募集の結果を記載しました。

まず、はじめに表の見方と昨年度の入居者募集の結果を説明させていただきます。表の一番上、左上から2番目に住宅名という欄がありますが、その2個右側の空き家戸数とは、募集時点で空き家となっている戸数です。平成30年度の募集においては、空家戸数は、香川住宅が1戸と今宿住宅が2戸の、計3戸となっております。表の一番下にあります「香川・簡易耐火構造2階建て」の24戸と、「高田・簡易耐火構造2階建て」の78戸の合計102戸については、現在募集を停止しています。申込者数の欄は「資格あり」と「資格なし」に分かれており、資格ありの方の中から審査・抽選を行い、当選者と補欠者を決めます。

今回審議していただく内容は黄色い部分の補欠者数の最大枠数でございます。なお、申込者数が、補欠者数の最大枠数を下回った場合は、申込者数が補欠者数となります。

例えば、平成30年度実績を御覧ください。住宅番号1番の香川住宅の募集枠については、空家戸数が1戸で補欠者数の最大枠数は10名となっております。資格ありの申込者が4名でしたので、この4名で抽選を行い、空家当選者は1名、残りの3名は補欠者という結果となっております。

また、住宅番号9番のつつじハイム香川（1LDK）については、資格ありの申込者が2名となっておりますが、抽選会前に辞退されたため、補欠者数は1名となっております。

平成30年度の市営住宅入居者募集は応募者167名、うち当選者3名、補欠者64名でした。倍率としては、空家募集の倍率は2倍で、補欠募集の倍率は1.6倍でした。

以上が昨年度の入居者募集の結果ですが、これらを踏まえたうえで、今回の諮問内容であります補欠者数の最大枠数について、説明させていただきます。

最大枠数は、過去の空き家率と管理戸数を勘案して算出しています。香川・高田・菱沼・今宿などの直営住宅については、それぞれの過去5年間の平均の空き家の割合に空き家防止のため3倍を乗じた数を管理戸数にかけることで補欠の数を出しています。

また、松林住宅以降につきましては過去5年間の平均の空き家の割合に2.5を乗じた数を管理戸数にかけることで補欠の数としています。

なお、算出した補欠者数が0または1となった場合は、近年の入居辞退者の状況を鑑みて、空き家防止のため、補欠数は「2戸」としています。

借上住宅に関しては、算出した結果、全てが1戸以下となったため、補欠者数は例年通り、2戸としております。直営住宅では、高田住宅（3DK）、高田住宅（2DK）、松林住宅（2DK）が算出した結果が1戸以下となったため、補欠者数は2戸としております。

また、表の最下部にございます（仮称）コンフォール茅ヶ崎浜見平第3については、今年度募集予定ですので他の借上住宅と同様に2戸で考えております。

諮問1号についての説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○吉田会長

はい。ありがとうございます。ただいま、諮問1号について事務局から説明がありました。この内容について御質問等ございましたらお願い致します。

○川合委員

（仮称）コンフォール茅ヶ崎浜見平第3は今年度新規募集ということですが、募集する戸数はありますか。

○事務局

後ほど、報告でも御説明させていただくのですが、44戸借り上げる予定です。

○川合委員

それに対して補欠が各2だから、各8戸ということですね。

○事務局

はい。そうなっています。

○川合委員

ありがとうございます。8戸というのは妥当なんですか。多いのか少ないのか、それともそんなものなのか。

○事務局

コンフォールは第1と第2がありますが、それらに関しても今まで2戸ずつで補欠枠をだしていました。

○川合委員

わかりました。それで問題はなかったのですね。

○事務局

はい、そうです。

○吉田会長

簡単に言いますと、44戸募集して、各2戸ずつ8戸補欠にするということですね。

○事務局

はい。そうです。

○吉田会長

他にございますか。よろしいですか。では、ほかに質問はないようですので、諮問1号の入居補欠者数（最大枠数）については事務局案のとおり、これで承認いたします。よろしいでしょうか。

○委員

はい。異議なし。

○吉田会長

そのように承認されました。次に議題2、これは諮問ではないのですが、「抽選会の立会人について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

市営住宅入居者公開抽選会を、令和元年12月25日水曜日に開催予定です。この公開抽選会については、茅ヶ崎市営住宅条例施行規則第5条の規定により、茅ヶ崎市営住宅運営審議会委員1名の立会いが必要となり、抽選結果に署名をいただくことになっております。つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、委員の皆様の中から立会人1名を選出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○吉田会長

ただ今、事務局から公開抽選会の立会いについて御説明いただきました。公開抽選会当日の立会人1名の選出をお願いしたいとのことです。どなたか御希望の方はいらっしゃいますか。いらっしゃらなければ、従来どおり名簿順で水島委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

○水島委員

はい。

○吉田会長

水島委員さんに御了承いただきましたのでよろしく申し上げます。また、近くなりましたら事務局から連絡があると思います。

○事務局

それでは、水島委員よろしく申し上げます。公開抽選会の詳細につきましては日が近くなりましたら事務局から御連絡させていただきます。

○吉田会長

次に諮問2号「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の改定」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

諮問2号、茅ヶ崎市営住宅長寿命化計画改定について説明させていただきます。高木と申します。よろしくお願い致します。諮問内容の説明にあたっては、こちら資料2に沿って説明させていただきます。

また、計画の冊子につきましては、事前に皆様に郵送でお送りしておりますこちらの冊子です。皆様のお手元にあるものはコピーとなっております。長寿命化計画と書いてあるのも、併せて御覧ください。

茅ヶ崎市営住宅長寿命化計画は市営住宅の長寿命化を目的に維持管理の計画を定めたものであり、今年度末で計画の期間が終了するため、改定を行うものとなります。資料2を御覧ください。

まず改定の体制につきまして説明させていただきます。1枚めぐりまして3ページ目のスライドを御覧下さい。

改定にあたっては、本審議会、市営住宅運営審議会で改定の内容を皆様に御審議いただ

きたいと考えております。審議いただいた結果については、下に記載しております連絡調整会議、市の内部で設置したものになりますが、茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の改定に関する連絡調整会議におきまして福祉住宅政策等の調整を行っていくこととしております。

今年度の市営住宅審議会は、年3回を予定しております。下の改定の工程のところですが、項目としては上から三つ目になります。第1回は今回、第2回は11月、第3回は2月頃を予定しております。

第1回目である今回につきましては、長寿命化計画改定を実施するにあたっての改定の視点と計画の構成について、御審議いただきたいと考えております。

第2回目である11月開催時は素案に関する審議を、第3回目である2月開催の際には最終的な審議結果として答申をいただきたいと考えております。

改定の工程ですが、まず、令和元年度と令和2年度と2ヶ年に渡って改定を行っていく予定です。予定表の項目の一番上の計画改定と改定業務委託のふたつです。記載のあるとおり、今年度内に現行の計画の時点修正を行い、令和2年度末まで現行の計画を延伸します。併せて、現行計画の評価を行います。時点修正及び評価の方法については、次の諮問3号で説明させていただきます。現行計画の延伸と、並行して下の改定業務委託において、現行の計画の改定に関する素案作成を行い、令和2年度末に改定計画を策定する予定としております。

現行の計画を延伸する理由としまして、改定につきましては国土交通省が改定に関する指針を示していきまして、その指針に基づいて行うこととしています。その指針の中で市営住宅の供給量についても、長寿命化計画内で定めることとされておりまして、ただ供給量につきましては、もうひとつの計画でありますこちらの、茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画において定めておりますので、こちらの計画期間が令和2年度末となっていることから現行の長寿命化計画も令和2年度末まで計画を延伸しまして、2つの計画を1つにあわせる形で改定を行っていくというところで延伸をさせていただきたいと考えています。

また、改定の工程の改定業務委託につきましては令和元年7月8日付で玉野総合コンサルタント株式会社と契約を締結しており、需要推計や素案の作成業務を委託しております。

今回、皆様のお手元に当日配布資料として、カラーの冊子を配布しています。こちらが実際、玉野総合コンサルタント様との委託の最初の打ち合わせの際にいただいた資料となっております。

主な内容としましては、茅ヶ崎市の人口の動向であったり、住宅を取り巻く状況、民間住宅がどれくらいあるとか公営公的な賃貸住宅がどれくらいあるとか、持ち家、借家の割合、そういったものが主にまとめられています。こちらのデータに基づいて素案等の作成を行っていく予定でおりますので、併せて参考資料として御覧いただければと考えております。

続きまして、次ページ、改定の概要につきまして説明させていただきます。資料2の6ページを御覧ください。

6ページの表の人口推計と書いてある表になりますが、こちら人口の推計を示したデータとなっております。ピーク年と記載のある令和2年、こちらまでが人口が増加したのち、その後、人口は減少していくと推計を表しております。

次に7ページを御覧ください。こちらが高齢者とそうでないもの人口のうち、年齢割合の分布を示したものですが、棒グラフの上から1個目が75歳以上、2個目が65歳～74歳、3個目が15歳～64歳、一番下が0歳～14歳の年齢の方を集計したものになります。平成7年の一番左の棒グラフを見ると、75歳以上の方が4.7%、65歳～74歳が7.1%、15歳～64歳が73%、0歳～14歳が15.2%となっています。この推計では、平成7年は4.7%だった65歳～74歳、7.1%だった75歳以上の割合が、令和22年にはそれぞれ19.5%、16.3%となって高齢者の方が増加していくという傾向になっています。

次に8ページ、その下の世帯集計の表を御覧ください。こちらの表ですと棒グラフの一番上の色から、その他、ひとり親と子、夫婦と子、夫婦のみ、単独世帯を示しています。

グラフの一番下とその上がそれぞれ夫婦のみ、単独世帯（単身世帯）を示しておりますが、一番左の平成22年と令和17年の夫婦のみと単独世帯の割合を比較すると、増加していくという予測になっています。

続きまして、市営住宅の現状を説明させていただきます。次の9ページと10ページを御覧ください。市営住宅については、大きく分類し、直営市営住宅と借上型市営住宅の2つがございます。直営住宅は市が建設し、市が直接管理する住宅であり、特徴としましては、建設年度が古い住宅が多くなっているということです。また、鉄道駅から離れている住宅が多いことも特徴です。

対して、10ページの借上型市営住宅と書いてある7戸の市営住宅につきましては、民間の個人もしくは事業者が建設した住宅を市が20年間借り上げ、市営住宅として供給している住宅であり、比較的建設年度が新しい住宅が多いのが特徴となっています。

9ページの直営市営住宅の空き家の発生状況を御覧いただきます。

図の中の灰色で示した部分は入居者が実際に入居している状況であり、黒で示した部分が空き家となっている部分で、この数が多いほど空き家が多い、横の黒い棒が長いと空き家になっている期間が長いことを示しています。直営住宅の表につきましては、下の借上型住宅の表、9と10ページの表と比較すると、黒い線が多く、長いことが特徴的です。これは、空き家の発生数が多いことと、空き家が発生すると空き家のままになってしまうことが多いことを示しています。対して、下の借上型市営住宅は、黒い線が少なく、短いため、空き家の数が少なく、また空き家が発生しても、すぐに次の入居者が入居している状

況を示しています。10ページの一番下に書いていますが、どうしても建設年度の古い住宅に関しては空き家が増えている状況で、市営住宅に対する社会的な需要の変化が起きていると言えます。

続きまして、11ページ、これらの人口の動向と市営住宅の現状を踏まえまして、改定の視点ということで考えさせていただきました。住宅困窮者、住宅にお困りの方が市営住宅に求めるものは多様化しておりして、一定の整備基準の中で整備する公営住宅の制度ではどうしても利用者の方にあう住宅を供給できるとは限らない状況になっております。

需要と供給の間にミスマッチが生じてしまっているというところで改定の視点としましては市営住宅の需要推計におきまして高齢者や単身者世帯は増加してまいりますが、今後の人口減少、空き家の状況等をふまえまして市営住宅への需要推計し、必要とする方へ一定の住戸数を供給できるよう改善を行い、管理をおこなうものとそうでないものを明確にしていくこととします。

また、市営住宅に対する社会需要の変化への対応として、建築年度の古い住宅の空き家が増えておりますので市営住宅に対する需要化が多様化していることを受けまして市営住宅の供給方法につきましてそういったものに対応できるようなものを検討していきたいと考えております。

続きまして計画の構成について説明いたします。13ページを御覧下さい。現行の計画として、左に市営住宅等長寿命化計画、こちらは計画期間が令和元年度末までとなっております。右側に市営住宅ストック総合活用計画の構成がございます。こちらの計画期間が来年度までとなっております。

市営住宅長寿命化計画は、主に建て替えの計画ですとか市営住宅の大規模修繕とか、長寿命化に関する計画が定められておりまして、ストック総合活用計画につきましては実際の住宅の需要推計がどれくらい住宅が必要なのかをまとめまして、供給量を定めたものとなります。この二つにつきまして長寿命計画を先ず令和2年度末まで計画を延伸し、ストック総合活用計画と併せて令和3年度から新しく市営住宅長寿命化計画として改定したものを策定していきたいと考えています。

次に改定計画の内容について説明させていただきます。14ページを御覧ください。計画の改定につきましては、国の改定指針が示されておりますので、その指針に基づいた内容として改定計画を策定していきたいと考えています。主な項目として1～11となっております。

先ず、計画の目的があります。市営住宅等長寿命化計画の背景・目的の整理、計画期間の設定、市営住宅等の状況の把握・整理、長寿命化に関する基本方針の設定、市営住宅等長寿命化計画の対象と事業手法の選定、点検の実施方針の設定、計画修繕の実施方針の設定、改善事業の実施方針の設定、建替事業の実施方針の設定、長寿命化のための事業実施

予定一覧の作成、ライフサイクルコストとその縮減効果の算出となっております。これらの改定の視点や構成で今後需要推計等を行いながら、次回11月の審議会までに改定素案を作成します。

説明させていただきました改定の視点等について御審議くださいますようお願い致します。説明は以上です。

○吉田会長

諮問2号について説明いただきました。事務局から説明のあった内容について御質問ございましたらお願いします。

○近藤委員

最初に確認させてください。39ページですが、平成22年に長寿命化計画を策定し、そこで社会情勢等の変化によっては5年で計画の点検見直しを行うと書いてありますが、22年度から社会情勢等の変化で、計画の見直しを行った経緯はありますか。

○事務局

見直しといたしまして、平成27年に建て替えにかかる事業予定の見直しをかけて追加というものをかけております。見直しは以上になります。

○吉田会長

他にはありますか。

○水島委員

視点がそれで申し訳ないのですが、市営住宅の話題になると、都市部だと思いのですが、空き家の利用どうこうとかという話題があるのと、新しい市の公共施設というのは複合型がいいのではないかという声がある機会があるたびによく出てきている気がします。

例えば、コミセンが香川あたりの地域ですとないとかいろんな話題がありますが、そういう調整だとか市営住宅と合わせて出来ていく話なので、どういうところで検討されていくのですか。

○事務局

こちらの計画の改定の中で複合化、香川の住宅に対しては建て替えという計画が、もとの計画の方にのっているのですが、今回それも需要推計を踏まえて、見直しをかけボリュームがこのままでいいのかどうか、もしボリュームが小さければその分、複合化をか

けていくですとか、あとPFI、民間の活用等も検討はしていかないといけない、色々手段がある中でどれが良いのか考えていきたいと思います。

○事務局

あと、空き家の活用については都市部で住宅セーフティネット法を紹介しておりまして、そちらで新しい改正住宅セーフティネット法の中で空き家を活用するために登録制度というのができましたので、そちらとこちらの市営住宅で連携取りながら活用ができるかどうかというところの制度の検証も今回の長寿命化計画の見直しの中で検討させていただきたいと思います。

○水島委員

議会かなんかで、借り上げたほうがコスト的にも安いとか市営住宅の話題のところでもふれられていたような気がしたので、今後そんな話題が出てくるのかなと思いました。ありがとうございました。

○近藤委員

資料9ページのところ、教えてください。空き家発生状況のところですが、2019年度の一番端のところですが、空き家が結構発生しているような気がするのですが、資料1の空き家戸数と連動しているのですか。

○事務局

回答させていただきます。実際、空き家になっておりまして、どうしても入居者募集が毎年11月の年1回となっております、その時期に合わないところで空き家が発生してしまったりですとか、あとは修繕に関しましても明渡しのリフォーム修繕をやっていまして予算が間に合わないという関係で、どうしても全てを入居者募集に回すことができないという状況になっておりまして、こちらに書いてあります空き家の戸数としましては、実際の修繕が完了して空き家募集ができた戸数となっております。そういった意味で若干違ってきています。

○近藤委員

はい、わかりました。

○吉田会長

他に何かありますか。

○川合委員

同じ表ですけども、2019年後半について、これはなんですか。未来になっているのですが。

○事務局

2019年現時点までということです。

○川合委員

実際の長さとしては半分ですね。

○事務局

はい。短くします。

○吉田会長

私から基本的なことですが、11ページの一定の公営住宅の整備基準と利用者の需要と供給とのミスマッチがある、だからこのような改定をしているのだと。市営住宅の長寿命化計画とストック総合計画の中に公営住宅の整備基準というものは、含まれているのですか。公営住宅法とか色々あると思いますが。整備基準を含んで改定しているのですか。

○事務局

整備基準に関して改定は行わないのですが、どうしても公営住宅というのが一定の基準の中で作っていかないといけないものなので、戸数がこれだけ必要だということでその戸数分を用意したとしても、どうしてもその住宅もいずれは老朽化していってしまい需要が少ない住宅になってしまっている可能性が考えられますので、そういったところも含めまして供給量とかを考えていきたいという主旨で書かせていただいております。整備基準に関しては、見直しとかはもちろん国と市の基準がございますので、改定は行わないです。

○吉田会長

必ずしも需要と供給のミスマッチを改善しようということではなく、他の手段でやるということですね。

○事務局

はい。そういったものは検討していきたいと考えています。

○近藤委員

今のと絡み、低額所得者における住宅困窮の推計はされてないのですか。国交省とかで推計プログラムを出していると思いますが、そこら辺を推計していくと、県営住宅ではほとんど変わりません。やはり、高齢者世帯単身が年々増加しているなかでは困窮度合いは変わらないという推計です。そこら辺で茅ヶ崎市としてはどういう形になってきますか。それが今後どれだけの公営住宅を維持していかなければいけないかという話になってくると思います。

○事務局

今回、改定業務委託ということでコンサル会社に委託しているのですが、その中で需要推計についても併せて実施していただきまして、その結果を受けてどれくらいの戸数にしていくかというところは決めていきたいと考えております。

○近藤委員

会長が言われていたように、利用者にあう住宅を供給できるとは限らずというのが、言葉的に少し引っかかる部分です。

○事務局

長寿命化をかけていく中で、リフォームと申しますか、ある程度修繕をかけていく中で一定の修繕だけでなく、ニーズに合ったファミリー層向けの修繕だったり、高齢者向けの修繕だったりという手法を考えていきたいというのがひとつです。

○近藤委員

需要と供給のミスマッチというのは、単純に言えば高齢者の方がこれからどんどん増えていくと、そういう中で、昔作られた階段室型の住宅についてはバリアフリー化がされていないと、あと、居住面積自体も結構狭いと、洗濯機置き場がなかったり、色々な居住性能が少し低めのものとかがあるので、そういうのが今の時代には求められていない要因の一つなのかなというのがあると思います。それがミスマッチの部分なのかなと。それだから空き家が埋まらない。空き家が埋まらないことによって、市営住宅の家賃が入ってこない、どんどん悪循環に陥るといったものがあると思います。

○吉田会長

市だけでね、整備基準の全部、国からお金をもらわずにできるのであればいいのですが、そうもいかない。今言われたミスマッチを、それを埋めるためのものが、今度の改

定でうまくできるかどうか。

○事務局

検討してまいります。

○近藤委員

建設部長が最初の挨拶で言われていた、長寿命化するものは長寿命化して、それでもどうしようもない老朽化したものは建て替えになると考えていくという方向なのかなと思いますが。

○事務局

そのような考えです。

○吉田会長

ありがとうございます。他になにか。よろしいですか。質問もないようですので、今お話しがあったように長寿命化計画改定についてはスケジュール通り進めるということで、こちらは継続案件ですので、今後も引き続き、審議会で意見をいただきながら、最終的に今年度末に答申を出すという流れになります。よろしくお願い申し上げます。

次に諮問3号「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の評価」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、諮問3号茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画の評価について、のうち進行管理、期末評価の進め方について御説明致します。資料3を御覧ください。こちらにつきましても、今回以降、第2回、第3回と、継続審議をお願いしております。

今回は、評価の進め方について、御提案をさせていただきます。下段2スライド目を御覧下さい。

この期末評価の実施につきましては、長寿命化計画で、進行管理として位置づけられております。修繕・改善にかかる事業計画につきましては、PDCAサイクルにより進行管理を行うこととしており、こちらの図に示しておりますように計画の策定時1年から5年の計画前期につきまして、アクションとしての計画の見直しを先ほど申し上げたように平成27年度に実施しています。今回は次期計画の策定として、6年から10年間の計画後期の見直しと、次期計画に向けた期末評価といたします。

ページをめくっていただきまして、上段3スライド目です。こちらは、先ほど御説明し

ました、P D C Aサイクルにつきまして、修繕・改善にかかる事業の見直しや、期末評価の実施をスケジュールとして表したものです。後期の事業の見直しや、期末評価の内容は、本計画の1年延伸のための時点修正や、次期計画改定に反映いたします。

下段スライド4枚目です。進行管理の方法ですが、本計画の巻末にて位置づけられた事業予定一覧について、入居者への満足度調査などを参考に市側と審議会による評価を行うこととします。

ページうつりまして、上段スライド5枚目です。具体的な評価の方法を御説明させていただきます。

長寿命化計画巻末の（様式1）修繕・改善に係る事業予定一覧、（様式2）建て替えに係る事業予定一覧を御覧下さい。こちらの2つの事業予定のうち、後期の期間が評価の対象となっております。資料では、修繕・改善に係る事業予定一覧を抜き出したものです。点線枠で囲いました後期の期間に予定されている各事業の評価をいたします。

例えば上から五段目香川住宅の平成30年に予定されていた住棟北面サッシ改修修繕、こちらについて、やったかやらないかというような評価、成果があったか無かったかという評価をしていくというような内容となっております。

評価につきましては、本市の総合計画の事務事業評価の方法にならしまして、A、達成できた、こちらは、事業をおおむね80%ほど達成し、成果があがったものとします。B、一部達成できた、こちらは、事業は80%までは達成できなかったが、成果は今後見込めるものとします。C、達成できなかった、こちらは事業を達成できず、成果も見込めないものとして、評価します。

市の評価については以上となりまして、下段スライド6枚目です。審議会による評価につきましては、表の右側、市による評価を先に御提案させていただきましたのち、それを踏まえまして、表の左側のように、様式1 修繕・改善に係る事業、様式2 建て替えに係る事業という施策単位で評価をしていただければと考えております。

評価は先ほどと同じ、A、B、Cといたします。それぞれ、御意見をいただきながら評価をしていただき、計画延伸に伴う事業の時点修正や、次期計画改定に事業内容を反映させていただきたいと考えております。

ページをめくっていただきまして、上段スライド7枚目です。こちらは、平成23年度に行ったアンケート調査結果となっております。入居者アンケートとなっておりますが、今回も、このような内容で、満足度調査を各団地で行いまして、評価の参考にしていきたいと考えております。

下段スライド8枚目です。最後に、改めまして事業の見直し、期末評価の進め方の流れについて、御提案させていただきます。

長寿命化計画の評価につきましては、第2回の審議会におきまして、事務局側から市の

評価をまとめた報告書を御提案いたします。その報告書の内容を踏まえ、御意見いただいて、その集約をしていただきます。第3回目の審議会におきましては、いただいた御意見を基に、評価を再度御提案させていただき、評価の決定と、付帯意見などをまとめていただきまして、期末評価報告書として、答申をいただければと考えております。

スケジュールとしましては、その後、評価を踏まえ、長寿命化計画と、ストック総合活用計画を1本化した次期長寿命化計画の改定を進めることといたします。進行管理、期末評価の進め方につきましては、以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願い致します。

○吉田会長

事務局からの説明のあった内容について、何か御質問はありますか。

○水島委員

確認だけ。長寿命化計画の後ろから3枚目くらいに一覧が出ていて、修繕改善に係る事業というのは、ちょうど香川住宅の7棟ということで数字がちょうど合うのですが、評価する対象はこれのみということですか、修繕改善に係る事業というのは。香川住宅のあと7住棟と書いてあり、ちょうどこれは7番で数が一致するので、当初作ったときはこういうことやろうということですが、わかりますが、その後だいぶ年数が経っているので、色々やらなければならないことをやったりしているのかなと思ったのですが、とりあえず今回評価の対象とするのは当初あげたこの事業のみということですか。

○事務局

はい、そうです。この事業のみで考えていきます。

○吉田会長

何か他にありますか。

○近藤委員

4ページのところを確認させてください。この矢印の意味が少し分かりづらいのですが、市による実施評価を踏まえてという形になっていて、運営審議会の評価自体は、実施評価を踏まえてという形になっていて、そのわりには運営審議会の評価が上にいくような矢印になっていますが、これはどういうことですか。

○事務局

影響を及ぼす矢印ではなく、市の事業評価に対して意見するという矢印です。

○近藤委員

先ほど水島委員からお話があった、この評価は上の段だけですか、下の段の建て替えに係る事業についても評価するのですか。

○事務局

それについても我々のほうでやったかやらないか、次のページの様式2になりますが、これに対して、やったかやらないかというような評価をさせていただきます。建設年度はこちらについては書いておりますのでその時点で取組みがどう行われていたのかという考えでやりたいと考えております。

○近藤委員

満足度調査結果を評価の参考としてくださいということでしたが、これは各住宅で満足度結果を出して、それぞれの評価に対してこの住宅だったらこういう満足度結果が出ているということですか。

○事務局

そうしていきたいと考えています。成果について、見込みというものを判断していきたいと思っています。

アンケートにつきましては今、準備をしております、8月下旬から9月に向けて各住棟で取り組んでいきたいと考えております。

○吉田会長

アンケートなどについてもコンサルは先ほどと同じようにやるんですね。

○事務局

こちらは事務局で直営でやらせていただきたいと思いますと考えています。

○川合委員

そのアンケート結果は11月頃の審議会には間に合うのですか。

○事務局

はい。そのように考えております。市側の評価にそちらを踏まえて反映させていきたいと思えます。

○川合委員

アンケート調査の項目というのはこちらに載っているものですか。

○事務局

はい。今のところこの内容でと考えていまして、あとは高齢化ですとか、階層別の満足不満足があるかと思うので、年齢と、何階に住んでおられるかとかも差し込もうと考えています。それ以外に、こういうことを入れたほうがいいのではないかというのがあれば御指導いただきたいと思っております。

○川合委員

現在のアンケート項目だと、室内の項目が多いのですが、室外、階段とかエレベーター、庭とか公共の部分、そのあたりに関する項目もあったほうがいいのかなど。あと、もう1点は防災、耐震とかそのあたりもあってもいいのかなど。

○事務局

耐震性能は満たしているので、防災ですね。災害とかそういうところ。

○川合委員

災害とかは個々の住宅ではなく建物全体の話になってきますので、そのあたりも聞いてみたらどうかなと思えます。

○水島委員

ひとつだけいいですか。防災という話が出ましたが、確か団地がふたつあって、片方の自治会の加入率が非常に低くなっているという話を聞いたりするのですが、基本的に自治会とかまちぢからを中心に情報が流れていくことが多いと思えますが、市営住宅の自治会の加入率はあまり高くないように感じるのですが、そういうのは特にお調べになられたことはないですよ。

○事務局

はい。明確なデータとしては集計はしていないのですが、特につつじハイム香川などの、

つつじハイムは借上げの住宅となっております、みなさん普通の地域の自治会に入っておられまして、自治会長が借上住宅のオーナーさんだったりするので、うちの住宅はみんな入れるのだと精力的に取り組んでいただいているオーナーさんもいらっしゃるのですが、直営になると入っていらっしゃらない人もいと聞いています。

○水島委員

防災の話になるとどうやって情報が伝わるのかと、今みたいな点が言われることが多いですね。

○事務局

補足ではありますが、入居の手続きの際に自治会には入ってくださいと御案内はしていますが、その後、入るかどうかはその方の意思になってしまっています。

○水島委員

多分、広報紙もわりと入らないし、当然、地域のエリアも回覧板的なものほどこもありませんので、情報はなかなか入りにくいですね。

○川合委員

そういった意味ではアンケートのハードウェア的なもの以外に沿ってというか。

○事務局

そうですね。その調査ができれば、それを踏まえてどう対処していくか検討していく一つかなと考えています。

○川合委員

もう一つは項目での評価だけでなく、自由記述というのは、項目だけでも設けておいたほうが、アンケートを拾いきれなかったコメントが拾えるかなと。

○事務局

そうですね。自由記述も入れる予定です。

○川合委員

あまり量が多いと負担になりますので。

○近藤委員

多いと逆に回答が少なくなってしまう。

○事務局

シンプルでいきたいと思います。

○吉田会長

他にございますか。質問もないようですので、今お話しがあったように進めるということで、こちらも諮問2号と同様に継続案件ですので、今後も引き続き、審議会で意見をいただきながら、最終的に答申を出すという流れになります。よろしいですか。

○委員

異議なし。

○吉田会長

次に報告に移ります。報告1号「茅ヶ崎市営住宅条例及び施行規則の改正について」事務局より説明をお願い致します。

○事務局

報告1号茅ヶ崎市営住宅条例の改正について、説明させていただきます。杉山と申します。よろしくお願ひ致します。資料は、お手元にお配りしております、右上に報告1号資料1と記載のある「茅ヶ崎市営住宅条例の改正について」を御覧下さい。

資料を送付した際に御案内しましたように、昨日例規審査会が行われ原案のとおり承認されました。なお、委員の皆様からの事前の御質問はございませんでしたが、改めて御報告させていただきます。

この度の条例の一部改正については、独立行政法人都市再生機構（UR）による浜見平団地第3期建替事業に伴い、建て替え後の住宅の一部を市営住宅として提供するために、条例に位置づけるものです。名称は、第1期・第2期にならって「コンフォール茅ヶ崎浜見平第3」とする予定です。

また、施行規則の一部改正の内容につきましては、市営住宅入居者の家賃の算定に必要な数値を定めるものでございます。

続きまして、2「スケジュール」ですが、昨日8月1日の例規等審査会にて条例案の審査が行われ、9月の市議会に提出する予定です。施行日に関しては、2月8日を予定しております。

(仮称) コンフォール茅ヶ崎浜見平第3の入居者募集については、他の住宅と同じく1月頃を予定しており、入居開始日は4月1日以降を予定しております。

続きまして、3「新旧対照表」(1)茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例の新旧対照表を御覧ください。表の左が条例改正後で、右が改正前となっております。コンフォール茅ヶ崎浜見平第2に続いて、今回のコンフォール茅ヶ崎浜見平第3を位置づけます。

続いて、裏面(2)茅ヶ崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表を御覧ください。こちらも、コンフォール茅ヶ崎浜見平第2に続いて、構造・対象戸数・利便性係数を定めています。

なお、本日説明した内容及び配付した資料については、本日時点の情報となりますので、今後変更することがあります。御了承くださいますようお願い致します。報告1に関する説明は以上です。

○吉田会長

ありがとうございます。それでは質疑に移ります。報告1号につきまして、何か御意見、御質問等がございますか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、報告2号「(仮称)茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設について」事務局より説明をお願い致します。

○事務局

報告2号(仮称)市営小和田住宅外複合施設整備事業の進捗状況について、説明させていただきます。よろしくお願い致します。資料5-1及び資料5-2を使用して説明させていただきます。まず、事業の進捗状況について説明させていただきます。資料5-1を御覧下さい。

施設の概要にございますとおり、本施設は市営住宅のほか、児童クラブ、地域包括支援センター及び地区社会福祉協議会地区ボランティアセンターを併設する複合施設となっております。平成30年度から令和2年度まで建設の工事を実施いたしまして、令和2年度秋頃から供用開始の予定です。

その下が完成のイメージでございます。西棟1階が御紹介した複合施設が入る予定となっております。西棟の2階から6階が市営住宅となっております。東棟1階から3階部分も市営住宅です。建物としてはL字型の建物であり、西棟が6階建て東棟が3階建てという形状になっています。その下が、現在の状況ですが、ちょうど東棟の円で囲んだ部分の基礎部の鉄筋を組んでいる状況です。西棟から東棟をみたような写真となっています。

裏面にまいりまして、建設工事の進捗状況です。令和元年6月11日現在、少し古いデータではありますが、建設工事としては進捗状況が以下の通りとなっております。4工種に分けて工事を行っています。建築工事、電気設備工事、給排水設備工事、空調設備工事

の4つとなっています。進捗率の違いにつきましては、各工事の契約の時期が異なっているため進捗率に違いが生じてきている状況です。

続きまして、管理運営の方法については資料5-2、カラー印刷した資料を御覧ください。管理運営の規定につきましては、昨年度の審議会でも管理運営の簡単な説明をさせていただいたところではありますが、平成29年度から平成30年度にかけて、自治会・福祉関係団体の皆様と規定を検討してまいりまして、平成30年度末に管理運営規定として策定しましたので、簡単に規定の内容を説明させていただきます。

主な内容としましては目次にありますとおり、基本情報、管理の複合施設の管理人を現時点で置くことになっておりますので、複合施設の管理人の勤務形態ですとか、共用部、施設の位置づけ、使用方法、備品、ごみ置き場ですとか、施設の情報を記載しているものとなっております。こちらについてはまた後ほど御覧いただければと思います。

今後は施設の供用を開始いたしましたら、管理人規定に基づいて管理を行っていきたいと考えております。

資料5-1に戻って、今後のスケジュールですが、令和2年度秋頃に供用開始予定ですので、それに向けて建設工事を進めるとともに、入居者の皆様に対しまして他の市営住宅もしくは完成後の市営小和田住宅への移転をお願いしたいと考えております。説明は以上となります。

○吉田会長

ありがとうございます。それでは質疑に移ります。報告2号につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

○吉田会長

お聞きします。小和田地区社協が今回この複合施設に入るという話ですが、他にはないのですか。

○水島委員

他に入っているところはあります。地区社協はもともと会長さんの自宅が事務所という状態が長く続いてきたのですが、市がこのような施設を作る度に、例えば、地区社協と一緒にボランティアセンターを機能としてもっていて、今回もボランティアセンターが入りますが、そういうものが一緒に入って、そこに新地区社協が事務所的に一緒に活動するというパターンもあります。ボランティアセンターは、例えば浜見平とか新しく作ったときに入ったと思います。

○吉田会長

今度この複合施設の社会福祉的な事業の拠点になるのですね。小和田地区だけでなく他にも全部ですか。

○水島委員

小和田地域だけ。13地区全部、地区社協、ボランティアセンターを持っていますので、自治会、まちぢから協議会大きい単位で13地区ありますので、それと同じエリアで活動します。

包括支援センターは、小和田の郵便局の北側に上ったところの右側にあり比較的近距離にあります。あれは福祉のほうの所管ですね。

話し合いでできているのですが、6ページの目的外使用としての自治会が、本宿自治会と菱沼小和田自治会と二つ書いてありますが、小和田は確か六つ自治会があったと思いますが、一番近隣なのでその自治会なのかなというのがひとつと、小和田地区はYU-ZUルームっていう辻堂駅西口に施設ができて、そこが機能としてあるのと、小和田コミセンが小和田地区中央にあるのでそういうことで流れたと思うのですが、たまたま国道北側の赤松なんですね、だから実際運用が始まったときに十分、話し合いされていると思いますが、何故という話が出ないようにしておいたほうがいいのかという気がします。近隣の自治会から出やすいかなという感じがします。

前に御説明いただいたと思いますが、今の市営住宅の方が転入していただくのですが、その説明はもう始まっているのですか。

○事務局

平成29年度に移転対象の皆様を集めて建て替えの説明会を開催しております。今の時点では、小和田の住宅が出来ておりませんので、詳細な説明まではできていないのですが、実際の引っ越しにあたっては、これくらい引っ越しの補助が出来ますよとかというお話をしています。

○吉田会長

以上でよろしいでしょうか。それでは続きまして、報告3号「平成30年度市営住宅の修繕業務委託の実績について」事務局より説明をお願い致します。

○事務局

報告第3号平成30年度市営住宅の修繕業務委託（提案型民間活用制度）の実績について御報告いたします。担当の栗本です。

お手元の資料6を御覧下さい。スライド2枚目から説明します。平成30年度からの新しい取り組みとして次のことがありました。本市では、市営住宅の修繕業務については、平成27年度から提案型民間活用制度を導入し3カ年の契約で実施してまいりました。内容は入居者からの問い合わせ受付から、修繕の実施までを一括して委託して実施しました。

平成30年度から令和2年度についても、引き続き提案型民間活用制度により実施しましたが、新たな取り組みとして修繕業務に加えて点検業務についても委託しました。その詳細については、次のページの上段事業の導入状況を御覧下さい。

平成30年度からの委託内容には、修繕業務に加えて新たに点検業務も委託しました。具体的には、受水槽清掃及び水質検査業務、消防設備保守点検業務、共同施設遊具点検委託業務及び施設維持管理点検業務です。

スライド3の説明をします。点検業務を加えたことで、それまで職員が行っていた契約事務や点検業務を提案型の委託に加えることによって、職員の業務効率が改善されたとともに、点検の結果発見された不具合箇所や危険箇所の早期修繕、早期解消、効率的な施設の維持管理につながったと考えております。

次に同じページの下段、平成30年度の実績（件数）を御覧下さい。件数についての説明です。平成30年度は、平成29年度からの繰越しが12件、相談件数が244件、完了件数が231件、完了件数のうち市負担完了件数が120件、自己負担件数が94件、オーナー負担件数が17件でした。市負担完了件数のうち明渡し修繕は16件で、今年度への繰越しは25件でした。

次にスライド5枚目、平成30年度の実績執行額の説明をします。昨年度、市負担の完了件数が120件で修繕費が1千201万9千円、委託運営費がひと月70万8千333円で年間849万9996円、合計で2千51万8996円となり、その結果、予算執行率は100%となりました。

次に、下の段のスライドを御覧ください。平成27年度から30年度の件数の比較になります。開始からの4年間で、相談件数は増加、市負担完了件数は一旦増えたものの全体的に減少、自己負担件数は増加、オーナー負担件数も増加、明渡し修繕も増加しております。この中で相談件数と自己負担件数が増えているのは、この提案型制度による修繕が入居者に浸透したことによるものと考えております。また、市負担件数が減ったのは、修繕の範囲を精査したり、修繕費用の負担区分を見直したことと考えています。自己負担件数が増えたこととも連動しています。明渡し修繕が増えたのは、近年、高齢化が進んだことにより退去が増えているからだと考えます。

続きまして、スライド7枚目、平成27～30年度の修繕費と件数の比較を御覧下さい。一般・緊急修繕、明渡し修繕ともに、この4年間で1件あたりの単価が減っています。これはコスト削減を念頭に、修繕を進めてきた結果だと考えています。

これらの検証をふまえて、この4年間で得られた事業の実施効果として、下のスライド8枚目にあげたものと考えております。これらの検証をふまえて次につなげていくには、更なるコスト削減と費用対効果の向上が必要だと考えています。

最後、スライドの9枚目、今後の課題として、さらに入居者の高齢化が進みことに伴い退去数が増えると考えられます。そうすると費用が高い明渡し修繕の増加が見込まれます。

ふたつ目に、施設の老朽化が進むことによって、大規模修繕や予防修繕の増加が見込まれます。これらの課題の解消については、先ほどから説明させている茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画改定のなかで検討してまいりたいと考えております。以上、報告を終わります。

○吉田会長

ありがとうございます。それでは質疑に移ります。報告3号につきまして、何か御意見、御質問等がございますか。よろしいでしょうか。報告3号については終わります。それでは続きまして、議題のその他に移ります。その他何かございますか。

○事務局

事務局より御連絡致します。次回の第2回開催は11月下旬を予定しております。お忙しい中ではございますが、今後、皆様の御都合の調整をお願いしてまいりますのでどうぞよろしくお願い致します。

○吉田会長

今年はスケジュールにありましたように、2月まであと2回ほどありますので、皆様御都合を合わせてよろしくお願い致します。ほかに何かありますでしょうか。なければ、運営審議会の進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

本日は皆様お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございました。本日の会議録につきましては作成次第、皆様にお送りさせていただきます。これをもちまして、令和元年度第1回茅ヶ崎市営住宅審議会を終了いたします。ありがとうございました。

会長署名

委員署名